

独立行政法人 水資源機構 分任 契約職
千葉用水総合管理所長 土田百合子
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 業 務 名 房総車両点検業務 (オープンカウンター方式による)
- 2 業 務 場 所 千葉県大網白里市池田455 水資源機構 房総導水路管理所
- 3 業 務 期 間 令和8年4月1日から 令和9年3月31日 まで
- 4 内 容 等 別途交付する仕様書等のとおり

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 (オープンカウンター方式)
本店、支店又は営業所が千葉県内に所在すること。
なお、当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提出方法 FAX(又は電子メール)による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAX(又は電子メール)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3) 見 積 書 提出期限 令和8年3月26日 10:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所
FAX番号 047-483-0709 (電子メール)nyukei_chiba@water.go.jp
 - 5) 担 当 者 経理課 岩淵
 - 6) 質 問 書 提出期限 令和8年3月24日 10:00 まで
 - 7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
 - 8) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和8年3月27日までとします。
 - 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 辞 退 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。
- 6 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、四半期毎の履行分請求での支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、仕様書交付希望届に任意の3ケタの数字をご記入ください。

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 経理課 岩淵			
	電話番号	047-483-0722	FAX番号	047-483-0709
	メールアドレス	nyukei.chiba@water.go.jp		
発信者 (※必須)	(住所)			
	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			
<p>以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。</p> <p>○見積依頼件名</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">房総車両点検業務</p> <p>○くじ用数値</p> <p>くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。</p> <div style="border: 2px solid black; width: 200px; height: 25px; margin: 10px auto; display: flex; justify-content: space-around;"> </div> <p>○見積辞退について</p> <p>見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。</p> <p>○同方式の承諾</p> <p>「独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 承諾する</p>				

房総車両点検業務

仕 様 書

令和8年3月

独立行政法人水資源機構
千葉用水総合管理所

第1節 総則

この仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が行う「房総車両点検業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 概要

- (1) 履行場所 千葉県大網白里市池田455 房総導水路管理所
- (2) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (3) 業務内容 本業務は、車両の通常点検及び法定点検（6ヶ月・12ヶ月）とこれに伴い判明した修理及び整備、タイヤ交換を行うものとする。

第3節 点検

- (1) 履行範囲 別表1に掲げる車両（以下「車両」という。）の通常点検及び法定点検を引取・納車により行うものとする。ただし、通常点検については法定点検及び車検を行う月には実施しない。車検については、本業務には含まないものとする。
なお、法定点検時には担当職員が指示した作業を行うものとする。当該措置に要した費用は変更契約の対象とする。
- (2) 実施日 本業務を実施する日時は、担当職員と協議するものとする。
- (3) 点検項目 点検項目は、通常点検においては別表2に掲げる項目とする。法定点検については道路運送車両法に定められた項目を実施するものとする。
- (4) 点検結果の報告等 点検の結果は、別記様式に従って記録するものとし、担当職員の確認を得るものとする。また、異常が発見されたときは、別記様式に記入するとともに、直ちに担当職員に連絡するものとし、担当職員の指示があるときは、その異常に対する修理を行うものとする。なお、当該措置に要した費用は契約変更の対象とする。

第4節 タイヤ交換

- (1) 作業内容 車両のタイヤ交換を行うものとする。（年2回）
- (2) 実施 作業を実施する際は、事前に担当職員と協議するものとする。
- (3) 作業報告 作業に関する報告は、第3節(4)に示す別記様式に記録するものとする。

第5節 緊急異常への対応

車両に異常が発生した際には、担当職員の指示により、応急的に車両の移動及び修理を行うものとする。

なお、当該措置に要した費用は契約変更の対象とする。

第6節 一般事項

- (1) 技術者 本業務を実施する技術者は自動車整備士の資格を有する者が行うものとする。

のとする。

- (2)安全管理 点検実施者は、本業務の実施にあたって、業務中全ての危険、損失、障害等を防止するための対策に万全を期するものとする。
- (3)疑義等 車両変更時及び仕様書について疑義が生じた場合は、担当者と協議するものとする。

以 上

別表1 房総車両点検業務

令和8年

令和9年

数量

管理 番号	車名	登録番号	令和8年												令和9年				車検満了日	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1ヶ月	法定6	法定12	タイヤ 交換		
1	スバル・XV	千葉 800 そ 7090			法定6		1ヶ月					法定12			1ヶ月	2	1	1	2	9.12.15
2	トヨタ・サクシート	千葉 800 そ 5130	1ヶ月			法定6				1ヶ月			法定12			2	1	1	2	10.1.23
3	トヨタ・タウンエーストラック	千葉 400 ひ 7067	1ヶ月					法定6		1ヶ月						2	1	0	2	9.2.20
4	ニッサン・セレナ	千葉 302 め 3647	1ヶ月					1ヶ月			法定12			1ヶ月		3	0	1	2	9.10.19
5	ススキ・シムニー	千葉 581 ね 6272	1ヶ月					1ヶ月		1ヶ月			法定12			3	0	1	2	10.1.19
6	ススキ・シムニー	千葉 581 な 4445	1ヶ月					1ヶ月		1ヶ月						3	0	0	2	9.2.5
															15	3	4	12		